

函館方面函館西警察署告示第9号

道路交通法第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）を受託した者（以下「放置車両確認機関」という。）及び主たる事務所の所在地、放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月20日

函館方面函館西警察署長 荒 木 栄

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社トーショウビルサービス

(2) 主たる事務所の所在地

函館市中道1丁目1番12号

2 放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

別紙「駐車監視員活動ガイドライン」のとおり」

(2) 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間